

令和 6年 6月 27日

県南広域振興局長様

提出者

住所 〒145-0071 東京都大田区田園調布2丁目16番5号

氏名 株式会社大昌電子

代表取締役社長 菅谷正蔵



(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	岩手工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	6,885 kJ	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
岩手工場	〒029-3403 岩手県一関市藤沢町砂子田字宮ノ脇30	6,885 kJ
		kJ
		kJ

備考 1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A 4）

 69-10

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 溫室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

	(令和5年度)							二酸化炭素排出量 t-CO ₂	総削減率(%)	既定目標達成率(%)
	エネルギーの使用量 t	単位(kJ)	単位(kJ)	単位(kL)	単位(kL)	単位(t)	単位(t)			
液化天然ガス(LNG)	kL		kL							
揮発油(ガソリン)	4	kL	134	kL		134	9	9	9	0
トブリ		kL		kL						
ショット燃科		kL		kL						
灯油	1	kL	37	kL		37	3	3	3	0
軽油	3	kL	114	kL		114	8	8	8	0
A重油	1,510	kL	58,739	kL		58,739	4,157	4,092	65	
軽C重油		kL		kL						
石鹼アルカリ	t		t							
石油コータス	t		t							
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		t						
石油ガス	石油液化炭素ガス	t		t						
石油ガス	液化天然ガス(LNG)	t		t						
石油ガス	その他の燃性瓦斯ガス	t		t						
石油ガス	輸入原燃料	t		t						
石油ガス	燃料炭(タクシ用燃料)	t		t						
石油ガス	浄化用液剤	t		t						
石油ガス	輸入一般炭	t		t						
石油ガス	国際一般炭	t		t						
石油ガス	輸入無煙炭	t		t						
石油ガス	石炭	t		t						
石油ガス	コークス	t		t						
石油ガス	コークス炉ガス	t		t						
石油ガス	瓦斯瓦斯	t		t						
石油ガス	瓦斯瓦斯	t		t						
石油ガス	都市ガス	t		t						
石油ガス	その他の燃料	t		t						
非化石燃料	黒鉛	t		t						
非化石燃料	木炭	t		t						
非化石燃料	木質廃材	t		t						
非化石燃料	ペレモニタード	kL		kL						
非化石燃料	バイオディーゼル	kL		kL						
非化石燃料	バイオガス	t		t						
非化石燃料	その他バイオマス	t		t						
非化石燃料	RPF	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
非化石燃料	魔芋	t		GJ/t						
熱	小計 ①					59,023	4,176	4,112	65	
熱	肥糞用蒸気	GJ		t						
熱	肥糞用以外の蒸気	GJ		t						
熱	温水	GJ		t						
熱	冷水	GJ		t						
熱	地熱	GJ		t						
熱	温昇熱	GJ		GJ						
熱	伝導熱	GJ		GJ						
熱	電気熱	GJ		t						
電気	小計 ②									
電気	電気事業者	23,962	千kWh	307,091	千kWh	207,032	11,430	11,642	-212	
電気	電気事業者	23,962	千kWh	307,091	千kWh	207,032	11,430	11,642	-212	
電気	自家発電	千kWh		千kWh						
電気	水力	千kWh		千kWh						
電気	風力	千kWh		千kWh						
電気	その他	295	千kWh	870	千kWh	810				
電気	小計 ③					207,842	11,430	11,642	-212	
電気	合計 ④=①+②+③					286,853	15,606	16,753	-147	

(2)原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	6,885	kL

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用量に相当する二酸化炭素
	15,606 t-CO ₂
	土壌吸収による削減量
	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂
酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロカルボンの排出量	t-CO ₂
メタノールの排出量	t-CO ₂
六硫化硫黄の排出量	t-CO ₂
三つ葉化審素の排出量	t-CO ₂
合計	15,606 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和3年6月に提出した計画書の目標は、エネルギー使用量を令和5年度までに令和2年度比で3%削減削減するとした。結果は下記の通り

	エネルギー使用量 (kWh)	エネルギー使用量 の増減(対令和2年度)	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	二酸化炭素排出量 の増減(対令和2年度)	電気排出係数 (t-CO ₂ /千kWh)
令和2年度実績	7,813	—	17,280	—	0.522
令和3・4・5年度目標値	7,578	-3.0%	16,790	—	0.522
令和3年度実績	8,129	+4.0%	16,937	-5.5%	0.457
令和4年度実績	7,490	-4.1%	15,753	-8.8%	0.488
令和5年度実績	6,885	-11.9%	15,606	-9.7%	0.477

令和5年度の二酸化炭素排出量についても、対令和2年度比で-9.7%となった。

【具体的な取組状況】

令和3年6月に提出した計画書の取組への状況は下記の通り。

○省エネルギー

①電気

- ・生産計画に沿った設備稼働を継続中
- ・長期連休及び未生産時は、不要な空調機の停止又は設定値緩和を実施
- ・品質改善活動及び生産効率改善活動による無駄遣いの排除

②重油

- ・蒸気漏れ修理へは随時対応
- ・蒸気使用量に応じた蒸気ボイラー稼働台数の調整

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ①電力会社から再エネ電気プラン導入に関する資料提供を受け、検討を継続中
- ②業者からPPA事業(Power Purchase Agreement : 発電者と電力消費者の間で締結する「電力販売契約」)に関する資料提供を受け、検討を継続中

○自動車利用抑制

- ①宅配便の引取り時刻に合わせた生産計画を継続し、社有車・赤帽の使用抑制を継続して努めている

○輸送の合理化

- ①資材の購入に於いて、運搬ルート・購入ルート等を変更して輸送の機会を減らす活動を継続中
- ②生産状況に応じたトラック輸送の頻度を減らした活動を実施中

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

①工場天窓へ遮光幕設置(夏期)

今年度は5月8日に設置。

②製品歩留り改善によるエネルギーの無駄遣い削減

不良品減少により再工事で使われるエネルギーも減っている